

名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例の制定について

子どもの健やかな育ちを支援するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の維持向上を図るため、名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例を制定する必要がありますが、この条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和2年2月7日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

記

1 制定の目的

受動喫煙による健康への影響から子どもを守るための措置に関し必要な事項を定めることにより、子どもの健やかな育ちを支援すること等を目的とします。

2 主な内容

- (1) 子どもの受動喫煙を防止するため、市及び市民の責務を定めます。
- (2) 住居等の室内、自動車内及び屋外における子どもの受動喫煙の防止について定めます。
- (3) 学校教育、社会教育その他の教育の場において、受動喫煙の有害性及び受動喫煙の防止に関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとします。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

4 条例案

別紙のとおり（囲み枠部分が教育に関する事務に当たる部分）

(案)

令和 2年第 号議案

名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例の制定について

名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2年 月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例

たばこは、肺がんをはじめとする多くの疾患の危険因子であり、喫煙をする本人だけでなく、受動喫煙により周囲の人の健康にも影響を及ぼすことが明らかとなっています。喫煙者の多くは、たばこの有害性を十分に認識しないまま喫煙を継続しており、たばこや受動喫煙の有害性と健康への影響について、より一層市民の意識を高めるとともに、理解を深め、広く市民の共通の認識としていく必要があります。

子どもは生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、全ての子どもが安心して健康的に暮らせるよう努めることは、広く市民の責務ですが、子どもは自らの意思によって受動喫煙を避けることが困難な場合が多く、子どもの生活の場や子どもが利用する公共空間をはじめ、いかなる場所においても受動喫煙をさせることのないよう、大人や社会が受動喫煙から子どもを守らなければなりません。

こうした決意の下、本市において子どもを受動喫煙から守るべく、この条例

を制定します。

(目的)

第 1条 この条例は、受動喫煙による健康への影響から子どもを守るための措置に関し必要な事項を定めることにより、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の維持向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第 2条第 3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第 2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。

(市の責務)

第 3条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、子どもの受動喫煙の防止に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

(市民の責務)

第 4条 市民は、受動喫煙による健康への影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(住居等の室内における子どもの受動喫煙の防止)

第 5条 喫煙をしようとする者は、子どもが居住する住居等の室内において、喫煙をしないよう努めなければならない。

(自動車内における子どもの受動喫煙の防止)

第 6条 喫煙をしようとする者は、子どもが同乗している自動車内において、喫煙をしないよう努めなければならない。

(屋外における子どもの受動喫煙の防止)

第 7条 喫煙をしようとする者は、屋外において、子どもの受動喫煙の防止に努めなければならない。

(禁煙に関する治療の普及)

第 8条 市は、子どもの受動喫煙を防止するため、市民において禁煙に関する治療が普及するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(教育)

第 9条 市は、子どもの受動喫煙を防止するため、学校教育、社会教育その他の教育の場において、受動喫煙の有害性及び受動喫煙の防止に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(屋外の分煙に関する対策)

第10条 市は、子どもの受動喫煙を防止するため、屋外の分煙に関する対策に必要な施策を講ずるものとする。

(啓発等)

第11条 市は、子どもの受動喫煙を防止するため、市民において受動喫煙の有害性及び禁煙の効果に関する知識が普及するよう、啓発を行うものとする。

2 市は、市民に対し、子どもの受動喫煙を防止するための助言、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、現在及

び将来の市民の健康で快適な生活の維持向上を図るため、受動喫煙による健康への影響から子どもを守るための措置に関し必要な事項を定める必要があるによる。